

1. 法人税

❖ 附属ユニットに対する法人税の申告に関する案内

2022年2月14日付ハノイ市税務局のオフィシャルレター・第5019/CTHN-TTHT号、附属ユニットに対する法人税の申告に関する案内は、以下ようになります。

附属の支社がある地域への法人税の割り当ては生産施設である支社だけに適用し、商業施設である支社には適用しません。それにより、商業・サービス施設である地域外の支社に対し、会社は本社に法人税を集中に申告し、他の地域への法人税を割り当てる必要がありません。

2. 付加価値税

❖ 政令・第15/2022/ND-CP号に従った、付加価値税の減税の案内

政令・第15/2022/ND-CP号により、付加価値税の減税に関する案内である、2022年3月2日付、ハノイ市税務局のオフィシャルレター・第6778/CTHN-TTHT号の詳細内容は以下のようになります。

- 会社は2022年2月1日より前に顧客にサービスを提供し、お金を領収する際、会社は付加価値税の税率10%で領収書を発行しましたが、2022年3月1日まで顧客がサービスの利用を停止し、会社は利用していないサービスの料金を返金しなければならない場合、会社は調整領収書を発行する時にお金を領収する時点での税率を適用します(10%)。
- 2022年2月1日から2022年12月31日までの場合、会社は税率8%を適用します。

3. インボイス

❖ 中央に属する57の省と市における電子領収書適用の展開

中央に属する57の省と市における電子領収書適用の展開について、2022年2月24日付、財務省が決定・第206/QĐ-BTC号を発行しました。

- 実施期間は2022年4月からです。
- 電子領収書についての規定に関する税務管理法、証憑、領収書についての2020年10月19日付の政府発行の政令・第123/2020/ND-CP号及び2021年9月17日付の財務省発行の通達・第78/2021/TT-BTC号に従って、電子領収書の適用を展開します。

4. 労務・投資

❖ ベトナム出入国政策の回復

2022年3月15日付、政府事務所はオフィシャルレター・第1606/VPCP-QHQT号を発行、内容は以下のようになります。

- 2022年3月15日以降、Covid-19防止の為に制限措置適用前のように、外国人及び海外に居住するベトナム人に対する出入国に関する措置、手続きの回復に同意しました。
- 期限付き査証免除に関する2022年3月15日付けの政府発行の決議・第32/NQ-CP号に従って、以下の国の公民に対して査証免除を実施します。ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、イギリス及び北アイルランド、ロシア、日本、韓国、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド及びベラルーシ。

❖ 入国者に対するCOVID-19の防止対策

2022年3月15日付け、保健省の入国者に対するCOVID-19の防止対策についてのオフィシャルレター・第1265/BYT-DP号：

検査

- SARS-CoV-2に対するRT-PCR/RT-LAMP方式を使用した検査で出国前72時間以内の結果が陰性、又は抗原クイック検査を使用した検査で24時間以内の結果が陰性、及び、検査を行う国の機関により証明書が発行されていなければなりません(2歳未満の子供は除外)。

- その他、陸路、水路、鉄道により入国する人々に対して：規定の様な SARS-CoV-2 に対する検査の陰性結果を未だ持っていない場合、入国後 24 時間以内に SARS-CoV-2 検査（RT-PCR/RT-LAMP 方式又は SARS-CoV-2 ウィルスに対する抗原検査により）を実施しなければなりません。陽性結果だった場合、指導、案内を受ける為に地方の保健機関に報告しなければなりません。
- 2 歳未満の子供は、SARS-CoV-2 を検査したかどうか、Covid-19 予防接種を受けたかどうか又は SARS-CoV-2 に感染したかどうかの縛りはなく、在留住所以外の活動全てに参加することができます。

入国地点での健康申告、検疫

- 入国者は規定に従い、入国する前に健康状態を申告し、ベトナムに在留している期間中は健康申告アプリ（PC-COVID）を使用しなければなりません。

健康観察及び COVID-19 予防対策の適用

- 入国後 10 日間は自己で健康観察をし、SARS-CoV-2 の症状（発熱、咳、息苦しさ、呼吸器炎症など）がある場合、即時に案内を受け、管理のため、直ちに最寄りの医療機関に連絡しなければなりません。
- 出国前に SARS-CoV-2 の陰性結果を得ていない入国者に対して：入国地点から在留住所まで移動する過程において、停車、駐車、周辺の人々との接触を制限しなければなりません。

❖ 基礎労働組合への会社負担組合費の分配比率の増加

2022 年 3 月 1 日付、労働総組合発行の基礎労働組合での徴収、支出、財政・財産の管理についてを規定する決定・第 4390/QD-TLD 号は以下の通りです。

- 基礎組合は徴収する会社負担組合費の 75% を使うことができます。（2020 年 10 月 1 日付の決定・第 1355/QD-TLD 号によると、2021 年に基礎組合は徴収した組合費の 71% を保持することができました。）
- 徴収する社員負担組合費の 60%
- その他の徴収した額の 100%

それ故、2022 年に基礎労働組合への会社負担組合費の分配比率は 75% に増加されます。

基礎労働組合での会社負担組合費は次の目的、項目に支出されます。

- 社員負担組合費の最低 60% は組合員及び労働者へのケア、保護、訓練、養成、トレーニングに直接、支出されます。
- 複雑な労働関係のある会社では、基礎労働組合はこの項目の支出額の 25% を労働者への保護活動のための予備基金を設立することに利用します。この基金は 2 年連続使用しなかった後、この支出項目に移行することができます。
- 組合費の最大 25% は労働者、組合員の宣伝、組合活動に支出されます。
- 組合費の最大 15% は行政的管理に使用されます。

❖ ベトナムにおける海外投資活動の観察の内容

2022 年 2 月 14 日付、計画投資省大臣はベトナムにおける海外投資活動に対する観察、評価業務に関する案内についての通達・第 02/2022/TT-BKHDT 号を発行しました。

それによると、ベトナムにおける海外投資活動に対する観察の内容は次のようになります。

投資登録機関は政令・第 29/2021/ND-CP 号第 71 条 1 項の内容に従って観察します。以下が含まれます。

- 投資家の報告制度の履行状況。
- プロジェクトの実施状況のまとめ、プロジェクトの運営、開拓状況のまとめ。
- プロジェクトの環境保護、土地使用、鉱山資源使用状況のまとめ。
- 投資家、経済組織への対応及び対応措置の履行。
- 困難、疑問、権限を越えた問題に関する解決方法の提案及び報告。

投資に関わる国家管理機関は政令・第 29/2021/ND-CP 号の第 72 条 1 項の内容に従って観察します。以下が含まれます。

- 投資登録機関の報告制度の履行状況。
- 投資登録機関の対応措置の履行。
- 政令・第 29/2021/ND-CP 号の第 71 条 1 項に規定される内容

通達・第 02/2022/TT-BKHDT 号は 2022 年 4 月 1 日より発効及び 2016 年 6 月 30 日付けの通達・第 09/2016/TT-BKHDT 号に置き換わるようになります。

お問い合わせ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第 1 区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、6 階、603 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。